

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	産業創出課	検索番号	4 - 1
法令名	愛媛県産業技術研究所使用規則	根拠条項	第7条	
許認可等	使用の変更許可			
(根拠規定)				
愛媛県産業技術研究所使用規則				
(使用許可の変更)				
第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県産業技術研究所施設使用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター共同研究室運営要綱				
(使用許可の変更)				
第6条 使用者は、次の各号のいずれかを変更しようとするときは、あらかじめ規則第7条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所施設使用変更許可申請書をセンター長に提出するものとする。				
(1) 使用日時を変更する場合				
(2) 使用目的を変更する場合				
(3) その他センター長がやむをえないと認める場合				
2 センター長は、前項の規定により使用変更許可の申請があったときは、異例若しくは重要と認められる場合を除き、センター長が許可するものとする。				